

# 太子町自殺対策計画

— 概要版 —

平成31年3月

太子町

# 1. 計画の位置付け・計画期間

本計画は、平成 28(2016)年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める市町村自殺対策計画として策定するものです。

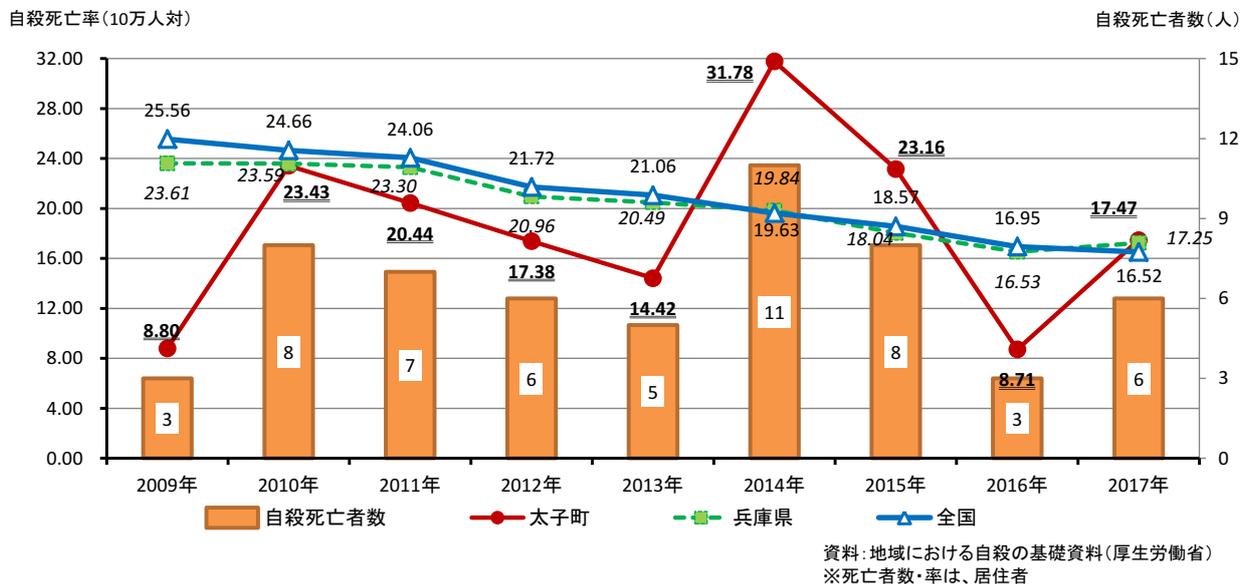
町民生活全般にわたる視点から包括的に自殺対策を実施していくため、保健・福祉関連計画をはじめとした関係各課の計画との連携強化を図ります。

本計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 か年計画とします。

# 2. 太子町の自殺の現状

- ・本町(居住者)の自殺死亡者数は、3～11 人/年で推移しています。2009～2017 年の 9 年間の自殺者数は合計 57 人です。
- ・自殺死亡率(10 万人対)は、2014 年、2015 年の 2 年間は全国平均、兵庫県平均を大きく上回っています。

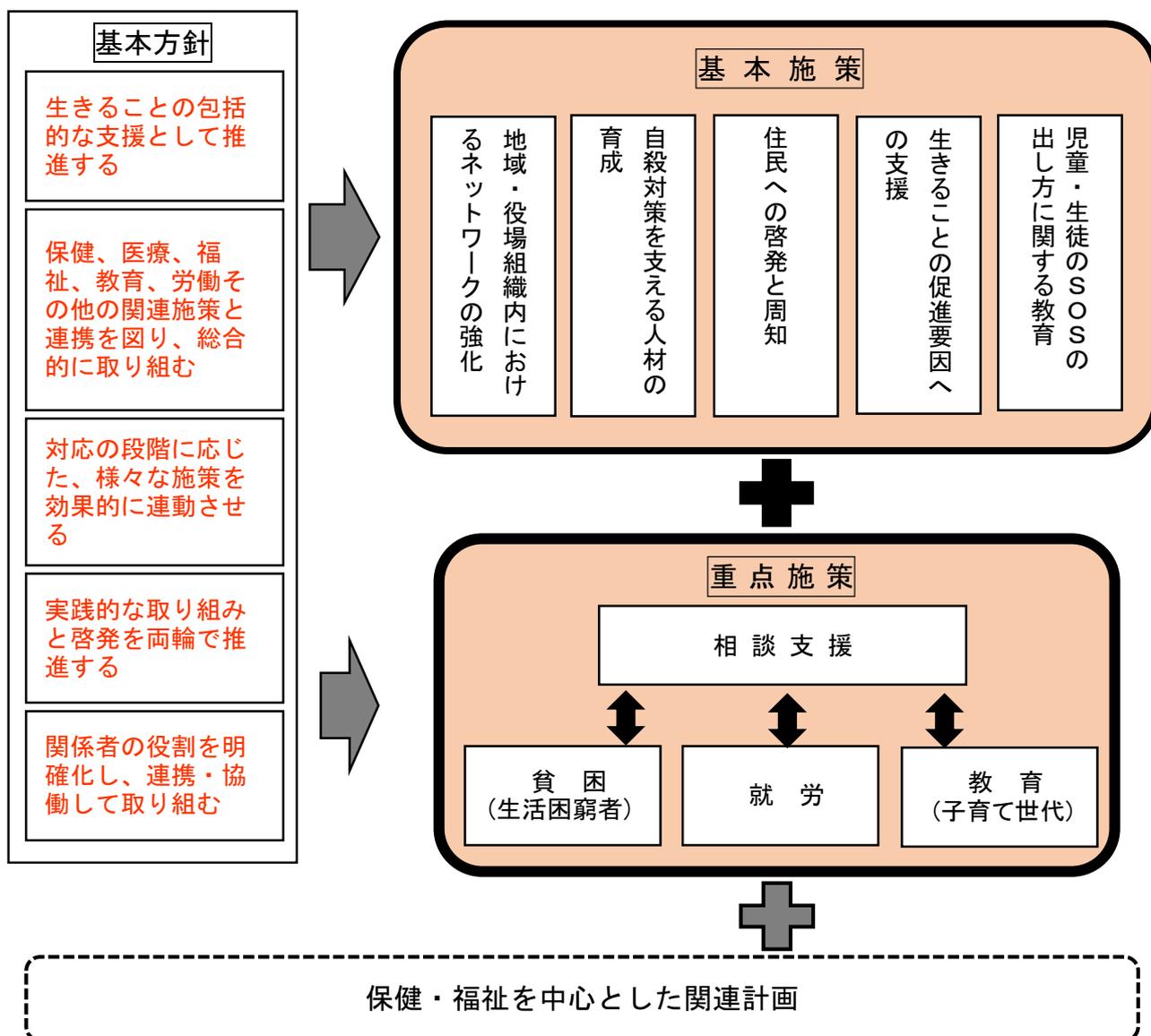
## ■自殺者死亡者数・率の推移



### 3. 基本理念・施策の体系

本町の自殺対策は、5つの基本施策と、本町における自殺の現状を踏まえ、4つの重点施策で構成します。

**基本理念：誰も自殺に追い込まれることのない町をめざす**



## 4. 基本施策

### 基本施策 1：地域・役場組織内におけるネットワークの強化

自殺対策の推進に当たって基盤となるのが、地域におけるネットワークです。本町においては、包括的な支援の観点から、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の施策や事業を通じて構築・展開されているネットワーク等との連携の強化を図ります。

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

### 基本施策 2：自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を知り自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応・連携を図ることのできるゲートキーパー<sup>1</sup>の役割を担う人材の養成を図ります。

また、自殺の要因は多岐にわたることから、行政と関係機関、民間団体が協働し、地域や学校、職場等、様々な場面で自殺を予防するための人材の確保と養成を図ります。

- ①町民を対象とした研修
- ②各種団体を対象にした人材育成
- ③町職員に対する研修
- ④学校教育・社会教育の場における人材育成

### 基本施策 3：住民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得ることでありますが、危機に陥った人の心情や背景は様々な要因が複雑に絡み合っていることもあり、理解されにくいという現実があります。

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるように、普及・啓発活動を推進します。

- ①相談窓口の周知と連携
- ②リーフレット作成・周知
- ③町民向けの講演会・出前講座等の開催
- ④各種媒体を活用した啓発活動

<sup>1</sup> ゲートキーパー(GK)：地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関につなぐ等の役割が期待される人。

## **基本施策4：生きることの促進要因への支援**

自殺対策は個人においても社会においても、生きることの阻害要因を減らす取り組みに加えて、生きることへの促進要因を増やす取り組みを行うこととされています。

生きることの促進要因を増やす観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

また、相談窓口以外でも、情報共有が必要な際には各課で連携を図ります。

- ①相談機関・窓口間の連携や情報共有
- ②園児児童生徒や家族に対する相談支援
- ③若年層に対する相談支援
- ④居場所づくり・生きがいつくりの推進
- ⑤遺された人への支援

## **基本施策5：児童・生徒のSOSの出し方に関する教育**

生きることの包括的な支援として困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めます。

また、発達段階に応じた性教育により、正しい知識を得るとともに、男女の心身の健全な育成といのちの大切さや思いやりのこころを養う健康教育を実施します。

### **○児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施**

## 重点施策 1：貧困（生活困窮者）

生活困窮の状態にある人や生活困窮に陥る可能性のある人が自殺に至らないよう、相談しやすく顔の見える関係づくりや、生活困窮者自立支援制度の自立支援事業との連携等効果的な対策を進めます。

### 生活困窮を抱えた人に対する個別支援

○生活困窮者自立支援事業

## 重点施策 2：就労

就労者が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを実施します。

### 若年者等を対象とした就労支援

○生活安定対策事業（若年就労支援）  
○企業見学〈新規事業〉  
○障害者向け就労支援  
○生活困窮者自立支援事業

### 長時間労働の是正、メンタルヘルス対策の推進

○企業や労働者への啓発活動〈新規事業〉  
○図書館活用事業  
○職員の健康管理事務  
○学校職員安全衛生管理事業

## 重点施策 3：教育（子育て世代）

児童・生徒及び子育て世代が様々な問題を抱え込まないように、地域と連携し、包括的な支援を推進していきます。

### 保幼小中（子育て世代）の連携した包括的支援

○保幼小中連携事業  
○子育て世代包括支援センター  
○保育・子育てに関する相談

### 不登校傾向児童等への支援

○適応指導教室推進事業

### 地域と連携した教育

○思春期健康教育

## 重点施策4：相談支援

多岐にわたる問題を抱えている人や一つの生活課題に対して連鎖的に複数の課題を抱え込んでいる人に、各種相談窓口・機関の周知をするとともに、庁内外の関係機関や専門機関との連携を図りながら、継続的な支援を行います。

<b>総合的な相談体制の強化</b>	○庁内ネットワークの構築<新規事業>
<b>早期発見、早期対応を図るための人材の育成</b>	○ゲートキーパー養成事業
<b>寄り添いながらの伴走型支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法律相談</li> <li>○人権・行政相談</li> <li>○権利擁護相談</li> <li>○成年後見制度普及啓発事業</li> <li>○障害者虐待防止センター</li> <li>○家庭児童相談</li> <li>○地域包括支援センター</li> <li>○もの忘れ相談</li> <li>○子育て世代包括支援センター</li> <li>○こころの健康相談</li> <li>○消費生活相談</li> <li>○教育相談、SC活用事業、SSW配置事業</li> </ul>

## 5. 2023年に向けた目標

本町では、2009～2017年において毎年約3～11人が亡くなっているという状況と、平成25(2013)年策定の「太子町地域保健推進計画(第2次)」における目標設定に合わせて、計画最終年度の2023年度までに、『誰も自殺に追い込まれることのない町(年間自殺者数0人)』をめざします。

## 6. 自殺対策に関わる相談支援機関・窓口

相談窓口 ・ 機関		問い合わせ	電話番号
町による相談窓口	生活困窮者相談	社会福祉課	079-277-1013
	家庭児童相談		
	児童虐待相談		
	DV相談		
	障害者虐待防止センター	さわやか健康課	079-276-6630
	子育て世代包括支援センター		
	こころの健康相談		
	地域包括支援センター	高年介護課	079-276-6639
	もの忘れ相談	管理課	079-277-1016
	教育相談(たいしっ子悩み相談)		
	法律相談	企画政策課	079-277-5998
	人権・行政相談		
	消費生活相談	生活環境課	079-277-1015
	若者サポートステーション就労相談	産業経済課	079-277-5993
税務相談	税務課	079-277-1014	
外部団体による相談機関	障害者相談(身体・知的・精神)	社会福祉協議会	079-276-4111
	心配ごと相談		
	こころのケア相談	龍野健康福祉事務所	0791-63-5687
	就労相談	姫路公共職業安定所 (ハローワーク)	079-222-8609
	西播磨成年後見支援センター		0791-72-7294
	西播磨障害者就業・生活支援センター		0791-43-2393
	こころの健康相談統一ダイヤル		0570-064-556
	兵庫県いのちと心のサポートダイヤル		078-382-3566
	兵庫県断酒連合会(NPO法人兵庫県断酒会)		078-578-6312
	ひょうご・こうべ依存症対策センター		078-251-5515
	兵庫県女性家庭センター		078-732-7700
	兵庫県立男女共同参画センター・イーブン		078-360-8551
	法テラス姫路		0503383-5448
外国人県民インフォメーションセンター		078-382-2052	

### 太子町自殺対策計画 概要版

発行・編集：太子町生活福祉部社会福祉課

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶯 280 番地 1

TEL：079-277-1013 FAX：079-277-6031

<http://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/>